

北上市文化交流センターさくらホール自動販売機の設置に係る
建物の貸付けに関する条件付一般競争入札説明書

北上市文化交流センターさくらホール自動販売機の設置に係る建物の貸付けに関する条件付一般競争入札に参加を希望される方は、この説明書、仕様書等をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

この条件付一般競争入札は、北上市文化交流センターさくらホールの建物の一部を貸付け、自動販売機を設置・管理する事業者（以下「設置事業者」という。）を決定することを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、7件で、別紙「物件別仕様書」のとおりです。

物件番号1番から3番について、設置事業者1者に付き、一物件のみの貸付けとします。

物件番号4番、5番について、設置事業者1者に付き、一物件のみの貸付けとします。

したがって、物件番号1番から3番の落札者であっても、物件番号4番、5番に入札することが出来ます。

また、物件番号1番から5番の落札者であっても、物件番号6番、7番に入札することが出来ます。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が参加することができます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、入札参加資格又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該条件付一般競争入札に係る公告の日まで過去3年の間、政令第167条の4第2項（不正行為、妨害）の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日において、北上市に住民登録している個人又は北上市内に本店又は営業所等を有する法人であり、納期到来分の市町村税に未納額がない者であること。
- (4) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 入札公告の日から落札決定の日までの間に、国及び地方公共団体の指名停止を受けていない者であること。

- (6) 自動販売機の設置管理業務について、入札公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、入札の適正さが阻害されると認められることから、該当する複数の者の入札への参加は認めません。したがって、それらの者の1者のみ参加することができます。

ア 資本関係

- ① 親会社と子会社（会社法第2条の規定による親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の役員の親族（民法第725条）である場合

ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 貸付条件等

(1) 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は、別紙「物件別仕様書」及び「基本仕様書」のとおりです。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置にあたり一般財団法人北上市文化創造と設置事業者との間で、建物賃貸借契約を締結します。この契約は、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約です。

イ 貸付期間

貸付の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

(3) 貸付料

貸付料は、建物賃貸借契約に基づき、次に掲げるものの合計額とする。

ア 施設貸付料 1台あたり月額3,700円（税込）

イ 月額売上金額（税抜き）に対して入札により決定した料率を乗じて得た金額に消費税率を乗じたもの。

(4) 電気料及びその他必要経費

電気料、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、）を自らの負担で設置してください。

(5) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、設置事業者の負担において速やかに原状回復してください。

5 入札参加申込手続

入札参加資格の審査のため、参加資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出期間

令和2年12月22日（火）から令和3年1月14日（木）まで
午前9時から午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

さくらホール サービスセンター内
一般財団法人北上市文化創造 利用サービス課

(3) 提出方法

入札参加希望者は、申請書その他必要書類に所定事項を記入、押印のうえ、期間内に提出書類を提出場所に直接持参してください。直接持参以外の方法（郵送、FAX等）によるものは受け付けません。なお、提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。

(4) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 条件付一般競争入札参加申込書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 委任状（様式4）

オ 自動販売機設置・管理実績報告書（様式5）

カ 印鑑証明書

キ 営業証明書又は登記事項証明書

(a) 個人の場合：営業証明書

(b) 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）または、北上市が発行する営業証明書を提出すること。

ク 市町村税の納税証明書（令和2年度課税分）

ケ 設置しようとする自動販売機のカタログ

コ 取扱商品一覧表（様式6）

サ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7-1）

注：様式7-1の個別業務の担当者の記載内容において、入札参加希望者が個人の場合に本人以外の者、法人の場合に役員又は使用人以外の者である等、不適当と認められる場合は、入札参加資格が無いものとする場合があります。
※カからクまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(5) その他応募に当たっての留意事項

ア 入札参加者に関する情報及び参加者数等の問合せについては、一切お答えできません。

イ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

(6) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(7) 入札参加資格の確認等

上記(4)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式8)を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、参加資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の通知を取り消します。

(8) 質問及び回答

入札に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 さくらホール サービスセンター内
一般財団法人北上市文化創造 総務課

イ 提出期限 令和3年1月22日(金)正午まで

ウ 提出方法 質問は、質問書(様式9)により、持参又はFAXにより提出してください。

エ 回答 令和3年1月27日(水)

オ 回答方法 入札参加申込書を提出された者全員に郵送で回答します。

6 現地説明会

日時 令和3年1月21日(木)午後1時から

場所 さくらホール 1階サポーターズルーム(自販機コーナー奥)

7 入札

(1) 入札日時

令和3年1月29日(金) 午前11時

(2) 入札場所

さくらホール 2階会議室

(3) 入札時必要書類

ア 入札書(様式10)

(a)入札書は、入札者又はその代理人が直接お持ちのうえ提出してください。

(郵送による入札は認めません。)

(b)入札料率は、希望する貸付物件の月額売上金額（税抜き）に対して乗ずる料率を記載してください。なお、入札書に記載する料率は、最低の料率を下回らないように、また北上市文化交流センター条例に規定する上限を上回らないように注意してください。

(c)提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

イ 委任状

(a)代理人により入札するときは、必ず委任状（様式11）を提出してください。

(b)使用する印鑑は、入札書と同一のものを使用してください。

ウ 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式8）

資格確認のために使用しますので、必ずお持ちください。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 必要事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ウ 入札書の数値を改ざん又は訂正した入札

エ 入札権限を有する者の記名押印をしていない入札

オ 同一の物件に対する同一の者の2通以上の入札

カ 明らかに連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

キ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 入札担当者の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱す者のした入札

ケ 入札者が定刻までに投函をしない入札

コ 最低料率未満の入札

サ 上限料率を上回る入札

シ その他入札に際し、不正、不誠実な行為があると認められた入札

(5) 入札の手順及び落札者の決定

ア 物件番号1番から3番の中で、重複して落札することはできません。

物件番号4番、5番の中で、重複して落札することはできません。

イ 初めに、物件番号1番から3番について、各者に1通の入札を行って頂きます。入札書（様式10）の物件番号欄には「1～3」と記載してください。

入札後、直ちに入札書を開札し、最低料率以上の率で入札した者の中から、料率の高い順に上位3者を落札者とします。なお、同じ料率の入札が複数となった場合は、くじ引きにより決定します。

落札者が決定した都度、結果を発表します。落札者の中で、高い料率の者が

ら順に設置を希望する物件番号を指定していただきます。

ウ 次に、物件番号4番、5番について、各者に1通の入札を行って頂きます。
入札書（様式10）の物件番号欄には「4、5」と記載してください。

入札後、直ちに入札書を開札し、最低料率以上の率で入札した者の中から、料率の高い順に上位2者を落札者とします。なお、同じ料率の入札が複数となった場合は、くじ引きにより決定します。落札者が決定した都度、結果を発表します。落札者の中で、高い料率の者から順に設置を希望する物件番号を指定していただきます。

エ 次に、物件番号6番の入札を行います。入札書（様式10）の物件番号欄には「6」と記載してください。

入札後、直ちに入札書を開札し、最低料率以上の率で入札した者の中から、最高の料率で入札した1者を落札者とします。なお、同じ料率の入札が複数となった場合は、くじ引きにより決定します。

落札者が決定した都度、結果を発表します。

オ 最後に、物件番号7番の入札を行います。入札書（様式10）の物件番号欄には「7」と記載してください。

入札後、直ちに入札書を開札し、最低料率以上の率で入札した者の中から、最高の料率で入札した1者を落札者とします。なお、同じ料率の入札が複数となった場合は、くじ引きにより決定します。

落札者が決定した都度、結果を発表します。

カ 応札者が無かった物件については、他の物件の落札者の中から、適当と認めると協議します。その場合、複数の物件を貸付けることがあります。

(6) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に抵触する行為を行わないこと。

(7) 入札の中止等

ア 入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

イ 入札参加者が2者に満たないときは入札を中止します。

ウ 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、入札を延期又は中止した場合も、同様とします。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

ア 入札前にあつては、入札辞退届（様式12）を直接持参して提出してください。

イ 入札中にあつては、入札を辞退する旨を明記した入札書（様式10）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

当財団において契約書を作成するが、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

なお、契約金額は、1台あたり月額3,700円（税込）に、月額売上金額（税抜き）に落札料率を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に消費税率を乗じて得た金額を加えた額とします。

(2) 貸付料等の納付

貸付月の翌月末日までに納付していただきます。

(3) その他の手続

設置事業者に決定された者は、自動販売機設置前に必要な書類等を提出していただきます。詳しくは別紙「基本仕様書」をご覧ください。

8 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が入札参加者の資格を失ったとき。
- (4) 入札において、不正又は不誠実な行為があったと認められるとき。

9 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、当財団の行う自動販売機の設置事業者に関する入札の参加資格を失います。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 正当な理由がなく、自動販売機の設置を辞退したとき。
- (4) 設置事業者の責めに帰する事由により、貸付契約を解除されたとき。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められるとき。

10 問合せ先

一般財団法人北上市文化創造 利用サービス課
〒024-0084 北上市さくら通り二丁目1番1号
電話 0197-61-3300 F A X 0197-61-3301